

# 議会運営委員会記録

1 日 時 平成31年2月5日（火曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時15分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 堀 江 かず代

委 員 舎 川 智 也

// 江 西 照 康

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	木 下 章 広
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	島 静一
事務局次長	岡地 聡
参事（庶務課長）	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課議事係長	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優
議事調査課主任	平野 霞

## 7 会議の概要

委員長           ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る  
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長           まず、委員会記録の署名委員に舎川委員、江西委員を指名いたします。  
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。  
初めに、大きな協議事項1番目の2月臨時会の運営については、市長から2月12日（火曜日）に招集いたしたいとの申し出がありましたので、御承知おき願います。  
それでは、具体の協議に入ります。  
まず、1つ目の会期については、2月12日（火曜日）の1日間といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           それでは、そのように決定いたします。

次に2つ目の、当局からの提出予定案件については、議決不要の報告案件として、専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）が、今2月臨時会に提出され、提案理由説明、議案の質疑を行う予定ですので、御承知おき願います。

なお、この報告案件の議案書については、2月8日（金曜日）の朝に会派控室に配付され、議案質疑の通告は、暦の関係上、同じ2月8日（金曜日）の午後5時までとなりますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の議長選挙についてです。

議長の辞職許可後に行われる議長選挙につきましては、投票で行われることとなりますので、御承知おき願います。

次に、4つ目の富山地区広域圏事務組合議会議員補欠選挙についてですが、慣例により、議長の充て職として富山地区広域圏事務組合議会議員に選出されておりました村上議長より、2月1日付で、富山地区広域圏事務組合へ、同組合議会議員の辞職願が提出されました。

そこで、後任の選出に係る補欠選挙につきましては、今2月臨時会に行うこととし、従前からの議長充て職の選出に鑑み、新たに選出された本市議会議長を指名推選の方

法により選出することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           それでは、そのように決定いたします。  
以上のことを踏まえ、お手元の資料に沿って臨時会当日、2月12日の本会議の進め方について、事務局から説明願います。

議事調査課長   〔資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
それでは、お諮りいたします。  
2月12日の本会議の進め方につきましては、ただいま事務局から説明のありましたとおり、進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

最後に、大きな協議事項2番目の議長選挙における候補者の所信表明については、前回の本委員会において、3名の委員外議員から発言のあったものです。

それでは、この件について、皆さんの御意見をお聞かせください。

東委員

社会民主党議員会としては、やはり候補者の所信表明は、今回ぜひとも必要だというふうに考えております。

平成28年9月に続き、政務活動費にかかわる問題により、今回の議長の辞職があったということ、これは本当に、富山市議会全体として、深刻に受けとめる必要があると思っております。

次の議長が、再び同じ轍を踏むということは断じて許されません。そのようなことがあれば、本当にもう、富山市議会の信用、信頼は地に落ちることになると思います。所信表明会のような形にして、潔白であるということのみずから宣言すると同時に、こういった事態に及んで、どのような議会運営をしていくのかということをも市民や議会に対して明らかにすることが、ぜひとも必要だというふうに考えます。

したがって、この所信表明は、所信表明会という形がいいのではないか。そして、そのような場を設置することを要望いたします。

柞山委員

地方自治法第118条第1項が公職選挙法第86条の4の規定を準用しておりませんので、地方議会における選挙では、立候補制を用いることはできません。

地方自治法では準用していないということで、東委員も所信表明会といった話をされたと思うのですが。

とにかく、議会改革検討調査会においても、このことについては、協議が十分なされていない状況です。

今回は異常な状況ではありますが、唐突にこれを運用するとか、あるいは逸脱するには至らないというふうに思っております。手続上、立候補制ができないということでありますので、今言われたような非公式の場での所信表明ということも考えられますが、やはりこれは、全体の合意の上でやっていくべきだろうと思っています。

地方自治法では立候補制を準用していないため、もし逸脱した場合は、長がこの選挙結果について再議を求められ、選挙し直し

ということにもなりかねない状況であります。

地方自治法の趣旨にのっとり、臨時会も淡々で行うべきだというふうに思いますので、よろしく御理解のほどお願いします。

堀江委員

平成30年時点での政府の見解は、正副議長が立候補して所信表明をすることは、否定されるものではないとしております。

しかし、地方自治法第118条第1項は、公職選挙法第86条の4を準用していないということがございます。

今の富山市議会の現状を見ますと、所信表明については、議会改革検討調査会の検討項目として、平成29年度に共産党から提案がございましたが、未協議という段階でございます。また、今年度は、協議項目としては上がっていません。

さらに、昨年9月定例会において、所信表明に関する請願が出されましたが、不採択となっております。

したがって、法律上の問題点、これをどのように整理していくのかということが大変大きなポイントだと思っておりますので、現時点、まさに3月定例会を目前に控えて、今この所信表明をするのはなじまな



いと考えております。

東委員

今ほど柞山委員から法的な問題等々も言われたわけなのですが、幾つかの地方議会の実情を調べたところ、議長選挙に係る所信表明会が開かれている議会もあります。

したがって、法的にこれが問題になることはないというふうには考えますので、そのことを一言申し上げておきます。

堀江委員

この法律上の問題点をどのように整理していくのかということで、各自治体においては、いわゆる本会議場ではないところで、少しはやっていると思います。

そうだとしても、全会一致ですべきだと思いますので、時間的な制約がある中で、今回は大変難しいという判断をしております。

委員長

そこで、委員外議員である木下議員、赤星議員より、事前に発言の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。

木下議員、赤星議員の発言を許可することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            それでは、順番に、木下議員からお願いします。

木下議員            今ほど議論をお聞きしていたのですが、正直、いつもどおりの議論だなと感じ、非常に残念に思っています。

以前から感じていたのですが、富山市議会は、市民や世間からかなり厳しい目で見られていることをもっと意識したほうがいいと思います。

私の感覚では、ちょっと楽観的過ぎるというか、甘いと思います。

今回もそうなのですが、できない理由、そしてやらない理由を探せばかりいる姿をさらし続けることは、市民の皆さんからはきっと厳しい目で見られていると思います。

今回お話がありました、原則として発言の自由というものがあり、議員の発言の自由を制限するということはよっぽどのがない限りできないと思います。

まして、今回は本会議場でやるものではありませんので、インターネット中継もしません。

あくまで投票権のある議員に対して行う所信表明会ですから、そこはやはり、言われることとは違うと思います。

私は思うのですが、一つ一つの手続を市民の皆さんが疑いや不信感を抱くことのないよう、透明化して丁寧に行っていくことが大切だと思っています。

この議長選挙に当たってもそうだと思います。

議会再建が強く求められている今ほど、そのかじ取り役を担うリーダーである議長になろうとする方の理念や思いを語らねばならないときはないと考えています。

今語らずしていつ語るのかと思います。

所信表明をしないことによって、また市民の皆さんから不信や疑いを持たれることになりかねないと強く懸念を感じています。

私たち議員は、失われた信頼を取り戻すためにも、自分たちの考えをもっと市民の皆さんへ真っすぐに語らなければならないと思います。以上です。

委員長

続いて、赤星議員お願いします。

赤星議員

議長選挙の立候補制は地方自治法上、準用規定がないということは承知しております。議員全員に被選挙権があり、選挙権もあるということで、議長選挙に入る前に所信表明の機会を設け、実際にやっておられる地

方議会は幾つもあるというふうに聞いております。

実際に、昨年5月に上越市議会において、本会議場で行われた議長選挙をインターネット中継で見ました。

議事録でも確認したのですが、副議長が「これより議長選挙に入りますが、議会基本条例により、選挙の前に所信表明の場を設けることになっております。あらかじめ2人の議員から申し出がありますので、順次これを許します」と。

そして、2人の議員が所信表明を行った後、副議長が「日程第5、議会選第1号議長選挙を行います」と宣言されて、議長選挙の手續に入っていくわけです。

私は、インターネット中継やケーブルテレビ中継を行っている本会議場において一市民の皆さんに見えるところで、みんなにわかるようにすることが大事だと思うのです。上越市議会の議員にも議会事務局にもお聞きしましたところ、地方自治法にこの所信表明を禁止する規定はないので、十分できることだというふうに言っておられました。そうやって、憲法に基づいて大いにやろうというのが、全会一致の考え方だということも言っておられました。

今の富山市議会が、まさに次にどういう議長を選ぶのか、これはもう本当に、市民の皆さんだけではなくて、全国からも注視されているわけです。

所信表明をする機会を設けて、その過程を明らかにすることが大事だと思いますので、皆さんもう一度、再考をお願いしたいと思います。

委員長

今ほど、赤星議員と木下議員の意見もお聞きしました。

この件については、賛否双方の意見があるようですので、挙手採決により決したいと思います。

それでは、お諮りいたします。

議長選挙において候補者の所信表明を行うことについて賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、議長選挙における候補者の所信表明は、行わないことに決定しました。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会につきましては、前

回御案内しておりましたとおり、2月18日（月曜日）に開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

平成 3 1 年 2 月 臨時 会

(平成 3 1 年 2 月 5 日)

議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長      金 厚 有 豊

署 名 委 員      舍 川 智 也

署 名 委 員      江 西 照 康